

ご利用ください 市民協働支援 センター準備室

市民協働支援センター準備室では、市民協働の推進のための諸業務を行っています。4月1日～5月31日は、一部開所日を変更して運営しますので、次の開所日時をご確認ください。

開所日時 月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時（祝日を除く）

場所 小金井ボランティア・市民活動センター内（福祉会館は閉館しますが、同準備室は開所しています）

お問い合わせ 同準備室の業務について
☎042-387-9851

市民協働・市民活動等の相談（行政と協働した事業の実施、市民活動を行う）

えでの課題や悩み、NPO法人の設立についてなど）
市民協働・市民活動に関する調査活動、情報の収集・発信

報を発信しています。多くの人が楽しめるような企画とするため、実行委員会を開催します。消費者活動に心のある個人またはグループでご参加ください。

開催日時 4月21日（木）午後2時から

開催場所 上之原会館集会所C

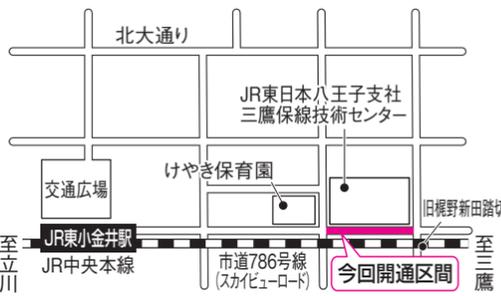
申し込み方法 当日直接会場へ。

お問い合わせ 経済課消費生活係
☎042-387-9831

市民協働・市民活動に関する調査活動、情報の収集・発信

能（相互通行）となりました。なお、これにより、市内のJR中央本線連続立体交差事業に伴う、すべての側道が開通しました。

開通先 道路管理課工事係
☎042-387-9855



固定資産税・都市計画税 納税通知書は5月2日（予定）に郵送

平成28年度 納税通知書は5月2日（予定）に郵送

28年度の固定資産税を算定します。負担水準の割合が低ければ、本来のあるべき水準に到達するまで年々上昇していきます。中には商業地などの非住宅用地で負担水準の到達が一定以上になれば税額が据え置かれる場合もありますが、ほとんどの住宅用地や特定市街化区域農地は上昇しています。

負担調整措置は地価が上昇しても急激な税負担にならないよう、なだらかに上昇させる仕組みです（参考の計算式は左表のとおり）。

評価額が課税標準額です。評価額が課税標準額です。

表1 特例率	特例措置の区分	固定資産税	都市計画税
	小規模住宅用地（1戸につき200㎡まで）	評価額の1/6	評価額の1/3
	一般住宅用地（1戸につき総床面積×10-200㎡）	評価額の1/3	評価額の2/3
	特定市街化区域農地	評価額の1/3	評価額の2/3

表2 負担水準	負担水準 (%)	前年度課税標準額	本年度評価額×特例率 (表1)
	100%以上	本年度評価額×1/6または1/3まで引き下げ (本来の課税標準額)	
	100%未満	課税標準額 (A) = 前年度課税標準額 + (評価額×1/6または1/3) × 5% ・ Aが評価額の1/6または1/3を上回る場合、評価額の1/6または1/3とする ・ Aが評価額の1/6または1/3の20%を下回る場合、評価額の1/6または1/3の20%とする	

表3 住宅用地・特定市街化区域農地 (表1) 適用	負担水準	負担調整措置
	100%以上	本年度評価額×1/6または1/3まで引き下げ (本来の課税標準額)
	100%未満	課税標準額 (A) = 前年度課税標準額 + (評価額×1/6または1/3) × 5% ・ Aが評価額の1/6または1/3を上回る場合、評価額の1/6または1/3とする ・ Aが評価額の1/6または1/3の20%を下回る場合、評価額の1/6または1/3の20%とする

表4 非住宅用地等 (住宅用地以外の宅地、建築中の宅地を含む)	負担水準	負担調整措置
	70%超	評価額の70%まで引き下げ
	60%以上70%以下	前年度課税標準額に据え置き
	60%未満	課税標準額 (A) = 前年度課税標準額 + 評価額の5% ・ Aが評価額の60%を上回る場合は評価額の60% ・ Aが評価額の20%を下回る場合は評価額の20%

固定資産税(土地・住宅用地)の税額の算出例

小規模住宅用地(住宅の敷地100㎡)の場合

平成28年度の評価額 22,560,000円
 平成27年度の課税標準額 3,534,000円
 平成27年度の固定資産税 3,534,000円×1.4%=49,470円 (端数処理後の税額)

平成28年度の固定資産税額

①住宅用地に対する課税標準の特例措置 (表1)
 22,560,000円×1/6=3,760,000円

②負担水準を求めます。(表2)
 3,534,000円÷3,760,000円×100%=93.9%

③負担調整措置
 この土地の負担水準は93.9%なので(表3)の100%未満に該当します。

平成28年度課税標準額=平成27年度課税標準額+(評価額×1/6)×5%
 3,534,000円+(22,560,000円×1/6)×5%=3,722,000円

④税額
 ③で求めた課税標準額に税率を乗じます。
 3,722,000円×1.4%=52,100円 (端数処理後)

平成27年度に比べて2,630円の増額となります。
 都市計画税もこの方法に準じて行います。

※ この税額は、参考として算出したものであり、実際は100㎡の土地でも個々に異なります。

「こがねい仕事ネット」をリニューアル

「こがねい仕事ネット」をリニューアル

「こがねい仕事ネット」をリニューアル

「こがねい仕事ネット」をリニューアル

「こがねい仕事ネット」をリニューアル

「こがねい仕事ネット」をリニューアル